

防犯灯LED灯具の取替事業補助金の申請 説明文書

1. 工事を実施する前に

- (1) 暮らし人権課0572-22-1134に電話をし、担当から工事を実施の許可を口頭でもらってください。
- (2) 施工業者から①見積書を徴収
- (3) 取替をする防犯灯を特定するため、手元にある②電気料金請求書内訳もしくは電気料金領収書(口座振替払用)のいずれかの写しを用意して、取替をする防犯灯に蛍光ペン等でマークしておいてください。
- (4) ③工事実施前後の写真を施工業者に撮影依頼
- (5) ④完了報告書【別紙1】を施工業者に作成依頼

2. 工事が終了したら

- (1) 全ての工事代金を支払う
- (2) ③工事実施前後の写真と④完了報告書【別紙1】を施工業者から受領
- (3) ⑤領収書等(施工業者が発行したもの、もしくは振り込んだことが分かるもの)のコピーを準備

3. 申請方法

- (1) 4半期ごと(6月末、9月末、12月末、3月末)にまとめて、暮らし人権課に補助金申請
- (2) ⑥補助金交付申請書兼実績報告書(日付は入れない)【別紙2】に記入
- (3) ⑦請求書(日付は入れない)【別紙3】を記入し、上記①~⑥と併せて、暮らし人権課へ提出
- (4) 提出先：暮らし人権課(本庁舎1階：多治見市日ノ出町2-15)

※補助金申請後30日以内をめどに、補助金額確定通知書を送付し、請求書に記入いただいた口座に補助金をお支払いします。